

独立行政法人福祉医療機構・福祉医療貸付事業の概要 及び令和8年度予算案等について

令和8年度 福祉医療貸付事業行政担当者説明会

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部 事業統括課

福祉医療機構の業務について

1.独立行政法人福祉医療機構の概要

福祉医療機構の概要

1 設立

- 平成15年10月1日
- 独立行政法人福祉医療機構法を根拠法として設立

※ 前身は、社会福祉事業振興会(昭和29年)、医療金融公庫(昭和35年)

2 所在地

(本部) 東京都港区虎ノ門4-3-13
ヒューリック神谷町ビル1・9・10階
(大阪支店) 大阪府大阪市中央区南本町
3-6-14 イトビル3階

3 主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣

社会・援護局福祉基盤課

医政局医療経営支援課

社会・援護局障害保健福祉部企画課

年金局資金運用課

労働基準局労災保険業務課

健康局難病対策課

内閣総理大臣

子ども家庭庁子ども成育局母子保健課

4 資本金

3,177億円（全額政府出資金）
（令和7年4月1日現在）

5 役職員数

306人

理事長、理事3人、監事2人（うち非常勤1人）

職員300人（令和7年4月1日現在）

経営理念（民間活動応援宣言）

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。



2.独立行政法人福祉医療機構の概要・役割



3.福祉医療貸付事業の目的・貸付制度内容等

事業の目的

福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、医療貸付事業については、病院、介護老人保健施設、介護医療院及び診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。



令和8年度当初予算額

(単位：億円)

資金交付額	調達財源		
	財政融資資金	自己資金	うち機関債
2,265	1,860	405	200

※物価高騰対応資金を除く

社会福祉事業施設等貸付事業 利子補給金

2,297,713千円

国の政策に即して社会福祉事業者や医療機関等が行う民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を優遇融資することにより発生する調達金利と法人への貸付金利の金利差を補給するための経費

貸付制度の主な内容

区分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象施設(注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業等	○ 病院 ○ 診療所 ○ 介護医療院 ○ 介護老人保健施設等
貸付金の種類	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	○ 建築資金 ○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金 ○ 長期運転資金
貸付金利(注2・3)	年2.0%~3.2% (年2.1%~2.8%)	年2.0%~3.2% (年2.1%~2.8%)
償還期間(注4)	20年以内	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。(注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。
 (注3) 貸付金利は令和8年3月2日現在の建築資金【20年以内】の金利。()内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。
 (注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。



貸付契約実績

(単位：億円)

区分	令和5年度(実績)		令和6年度(実績)		令和7年度(当初計画)		令和8年度(計画)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉貸付事業	555	1,169	569	1,196	—	1,300	—	956
医療貸付事業	62	881	74	1,023	—	1,164	—	1,156
合計	617	2,049	643	2,218	—	2,464	—	2,112

※新型コロナウイルス対応支援資金、物価高騰対応資金を除く



福祉貸付事業について

1. 福祉貸付事業の概要

貸付制度の特徴

地域における社会福祉施設の基盤整備を支援

- 特別養護老人ホーム、保育所や障害のある方を支援する施設などの社会福祉施設を整備する際に、必要となる建築資金等を「長期・固定・低利」で融資します

貸付制度の主な融資対象施設と貸付の相手方

	施設種類	施設・事業等
対象施設	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護支援事業所、老人介護支援センター etc
	障害者福祉施設等	障害者支援施設、生活介護事業所、共同生活援助事業所、就労継続支援事業所、自立生活援助事業所、就労定着支援事業所 etc
	児童福祉施設	保育所、小規模保育事業、幼保連携型認定こども園、障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業 etc
相手方※	社会福祉法人、医療法人、一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、NPO法人、営利法人等	

※貸付対象施設等により、相手方が異なる

貸付制度の主な内容

区分	貸付金の種類	貸付利率 ※1・2	償還期間※3
福祉貸付事業	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	年2.0%~3.2% (年2.1%~2.8%)	20年以内

※1 貸付利率は施設種類、償還期間等によって異なる。

※2 貸付利率は令和8年3月2日現在の建築資金【20年以内】の金利。（ ）内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。

※3 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウスの耐火構造は30年以内。

○上記の通常の融資メニューのほか、R8年度より新設される融資メニュー、社会福祉施設の耐震化整備など、様々なニーズに対応する優遇融資メニューを準備しています

2-1.福祉貸付事業の主な優遇融資メニュー

償還期間の延長

R8年度より新設

整備費が高額となる特別養護老人ホームについて、施設整備に係る毎年度の償還額を軽減し安定した施設経営が図れるよう、貸付の償還期間の延長を実施

融資条件	新たな融資条件
対象施設	耐火構造の広域型特別養護老人ホーム（定員30人以上）
貸付金の種類	設置・整備資金
償還期間（据置期間）	39年以内（据置期間3年以内）

定期借地権を設定する場合の一時金に対する優遇融資

R8年度まで優遇措置期間の延長

建築工事費をはじめとする物価が高騰していることから、施設整備にあたっての初期投資を低減する必要性はより高まっているため、以下の優遇融資を実施

融資条件	優遇融資	通常の場合
融資率	90%	70~80%
貸付利率※	当初10年間2.2% (11年目以降は通常の利率)	2.7~3.2%

※償還期間20年全期間固定の場合（令和8年3月2日時点）

2-2.福祉貸付事業の主な優遇融資メニュー

地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための優遇融資

R8年度まで
優遇措置期間の延長

85歳以上人口の増大や現役世代の減少に伴う医療需要の変化に対応できるよう、地域医療介護総合確保基金が引き続き実施されることから、基金及びハード交付金による施設整備について、以下の優遇融資を実施

融資条件	優遇融資	通常の場合
融資率	90%	75・80%

※償還期間20年全期間固定の場合（令和8年3月2日時点）

保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇融資

R10年度まで優遇措置期間の延長

保育所等の整備を引き続き促進するとともに、保育政策の新たな方向性に則して質の高い保育所等の整備を促進するために、以下の優遇融資を実施

融資条件	優遇融資	通常の場合
融資率	95%	75・80%
貸付利率※	2.7% (据置期間中無利子)	2.7%
償還期間	30年以内	20年以内
据置期間	3年以内	2年以内

※償還期間20年全期間固定の場合（令和8年3月2日時点）

2-3.福祉貸付事業の主な優遇融資メニュー

老朽民間社会福祉施設に係る優遇融資

R12年度まで優遇措置期間の延長

老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全性を確保する必要があることから、その施設整備に対し以下の優遇融資を実施

融資条件	優遇融資	通常の場合
貸付利率	全期間無利子	2.7~3.2%

※償還期間20年全期間固定の場合（令和8年3月2日時点）

※国庫補助等対象事業に限る

感染症対策を伴う整備事業に係る優遇融資

今後想定される感染症発生に向け、感染症発症者用の個室の設置や陰圧・空調整備等を伴う施設整備を行う社会福祉施設等に対し、以下の優遇融資を実施

融資条件	優遇融資	通常の場合
融資率	95%	70~80%
貸付利率※	2.7%	2.7~3.2%

※償還期間20年全期間固定の場合（令和8年3月2日時点）

2-4.福祉貸付事業の主な優遇融資メニュー

都市部における社会福祉施設等の整備に係る優遇融資

都市部における社会福祉施設等の整備（土地取得資金を含む）の推進を支援するため、当該地域の整備事業について、以下の優遇融資を実施

融資条件	優遇融資	通常の場合
融資率	90%	70%~80%
償還期間 【耐火構造（準耐火含む）の場合】	30年以内	20~30年以内
据置期間 【耐火構造（準耐火含む）の場合】	3年以内	2~3年以内

- (※1) 対象となる施設は、貸付対象となるすべての施設のうち、単独型の有料老人ホームを除いた施設
 (※2) 対象となる建物は、建築基準法に定める容積率に対し、整備する建物の延べ床面積が70%以上利用されていること又は整備する建物の階数が4階以上である場合に限る
 (※3) 対象となる地域は、首都圏整備法首都圏整備法施行令、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する以下の都府県、福岡県又は指定都市若しくは中核市

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

社会福祉施設等の防災・減災のために行う整備に対する優遇融資

社会福祉施設等の防災・減災に係る整備事業について、以下の優遇融資を実施

対象となる事業	融資条件	優遇融資	通常の場合
<ul style="list-style-type: none"> 高台移転整備事業 (南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策特措法に基づく整備事業を含む) 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業 	融資率	95%	70~80%
	貸付利率※1	全期間無利子※2	2.7~3.2%
<ul style="list-style-type: none"> 耐震化整備事業 スプリンクラー整備事業 ブロック塀等の改修整備事業 水害対策強化整備事業 	融資率	95%	70~80%
	貸付利率※1	2.7% (据置期間中無利子) ※2	2.7~3.2%

下線部は令和8年度より新設

※1 償還期間20年全期間固定の場合（令和8年3月2日時点）

※2 無利子の対象となる整備事業は、国庫補助等対象事業

2-5.福祉貸付事業の主な優遇融資メニュー

物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金

融資条件	優遇融資
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業 ② ①に加え、職員の処遇改善に資する加算等を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、経営改善計画書を提出した施設・事業
対象施設	社会福祉施設等
償還期間	10年以内
据置期間	<ul style="list-style-type: none"> ① 1年6月以内 ② 2年以内
貸付利率	2.0%※ 直近の事業収益の2月分を上限に ②当初2年間無利子
無担保貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ① 500万円 ② 次のうちいずれか高い額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 500万円 ・ 直近の事業収益の2月分
融資限度額	①物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の2.4倍
保証人	保証人不要制度又は個人保証

※令和8年3月2日時点

3.令和8年度（2026年度）福祉貸付事業の事業計画

福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画（案）

（単位：億円）

区 分		令和7年度 予算額		令和8年度 予算額（案）		対前年度 （建築資金等）	
		建築資金等	物価高騰等	建築資金等	物価高騰等	増減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約	1,300	506	956	271	△344	△26.5%
	資金交付	1,190	506	1,145	271	△45	△3.8%
医療貸付	貸付契約	1,164	3,223	1,156	1,224	△8	△0.7%
	資金交付	1,119	3,223	1,120	1,224	1	0.1%
合 計	貸付契約	2,464	3,729	2,112	1,495	△352	△14.3%
	資金交付	2,309	3,729	2,265	1,495	△44	△1.9%

4-1.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

地方公共団体との連携の強化について

(1) 意見書の交付について

- 福祉貸付事業においては、事業者からの借入申込を受け付けるにあたり、**意見書の作成**をお願いしております。整備事業における各種計画等との整合性、事業者の適格性、当該事業に対する補助、当該事業の必要性などについて、ご記載いただきますようお願いいたします。

※意見書の交付につきましては、「社会福祉・医療事業団の福祉貸付資金借入に係る事務手続等について（昭和63年3月31日社施第57号）」に基づき、各自治体の皆様に発行を依頼しております。

(2) 事前着工の取扱いについて

- 貸付内定前に今次計画に係る工事請負契約又は着工を行った場合は**融資対象外**となります。事業者に対しては、早期段階に当機構に相談をするよう事業者にご案内いただくようお願いいたします。

(3) 災害復旧資金にかかる経営資金について

- 災害により被害を受けたお客様に対して災害復旧資金の特別措置を講じております。

➤ 当機構への融資を希望する事業者の計画を円滑に進めるため、自治体の皆様の協力が不可欠となりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

4-2.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

当機構からのご依頼について

福祉貸付資金借入金申込予定額等調査（需要調査）について

- 令和8年度につきましても、「福祉貸付資金借入金申込予定額等調査（需要調査）」を実施させていただきます。

※令和8年度需要調査における調査内容

- 令和8年度を整備初年度とする計画（当機構の申込予定の有無関係なくご教示ください）
- 令和7年度以前の計画で、当機構への借入申込手続きが未了であり、令和8年度中に借入申込手続きを予定している計画

- ご回答につきましては、**令和8年3月25日（水）**までに電子メールにてご送付いただけますと幸いです。

（調査依頼については3月9日に電子メールでお送りしていますが、万が一、お手元に届いていない場合は下記照会先までご連絡ください。）

- 福祉貸付事業の計画的な推進及び当機構における福祉貸付資金の予算確保を図るため、当機構で各自治体における整備計画等を把握することが重要となりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

○何かご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【照会先】

独立行政法人福祉医療機構 上席推進役 推進課 電話 03-3438-9283

4-3.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

その他

(1) WAMホームページ掲載資料について

- 当該融資制度に係る各種資料について、当機構のホームページに資料の掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

【福祉貸付事業のトップページより】

<https://www.wam.go.jp/hp/cat/fukusikasituke/>

- 「融資のご案内」
- 「融資のポイント（融資相談から事業完成まで）」
- 「融資相談票（直接貸付用）」
- 「協調融資のご案内」

など

融資のご案内	申請様式集
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 融資制度のあらまし ▶ 福祉医療貸付事業に係る融資方針（PDFファイル） ▶ 融資のご案内（パンフレット等） ▶ 金利情報 ▶ 融資相談について ▶ 融資のポイント（ガイドライン） ▶ 反社会的勢力との関係遮断に関する取り組みについて ▶ 【参考】福祉・医療施設の建設費・経営指標について 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉貸付資金借入申込書類 ▶ 福祉貸付資金契約届出関係書類 ▶ 福祉貸付資金借入申込書類（代理貸付）

(2) 制度周知について

- 施設整備を希望する事業者向けの説明会、被災地での融資説明会、出張またはWebによる融資相談などを承ります。お気軽にお問い合わせください。